マイナンバーカードの特急発行についてご案内

・対象事由と起算点(特急発行の申出は起算点から30日以内)

	対象事由	起算点
1	国外から転入	転入届を出した日
2	カード紛失	役所へ紛失届を出した日
3	国外からの中長期滞在者 (有効なカードを持っていない者)	転入届を出した日
4	個人番号や住民票コードの 変更が起因による失効	個人番号又は住民票コードの変更請求をした日 又は、職権により個人番号が変更された通知が 届いた日
5	焼失・損傷・役所起因の誤失効 ・不具合(ICチップ不良等)	焼失・損傷・不具合・誤失効等を認知した日
6	追記欄満欄	追記欄が満欄で追記ができなくなった日
7	無戸籍者・職権消除・出生者等の理 由で新たに住民票を作成	申請に必要な本人確認書類が手元に届いた日
8	刑事施設に収容されていた	申請に必要な本人確認書類が手元に届いた日

※　有効期間満了に伴う交付は特急発行対象外となります。

・申請から交付までの流れ(代理人不可)

1　本人が町民生活課窓口にて申出。

　・顔写真付きの本人確認書類がない時

　自宅に照会書・回答書を送るので、後日、記入済の回答書を持って再度、 来庁していただく必要があります。

2　写真を撮影とマイナンバーカードの暗証番号を設定を行う。

以上で、窓口での申請は終了です。

3　一週間程度で自宅にマイナンバーカードが届きます。
ただし、下記の場合は役場にマイナンバーカードが届くので、受取に来ていただく必要があります。(代理人不可)

① 氏名に旧字などが含まれており、代替文字が自動で変換できないとき
② 交付を受ける方が役場での受取を希望するとき
③ 顔認証マイナンバーカードを希望するとき
④ 特急発行申出時に、顔付きの本人確認書類がなく、照会書が必要だったが、持参しなかったとき
⑤ 自宅での交付を希望したが、対面で受け取れず役場に返送されたとき

出生の場合・注意事項については裏面をご覧ください→

・出生時の申請から交付までの流れ

1　町民生活課窓口にて出生届を届出。

窓口への届出時、戸籍法上の使者による届出であったとしても申請として有効となります。ただし、出生届の届出人欄が父母以外の場合は、法定代理人の意思が確認できないため、申請はできません。

2　マイナンバーカード特急発行を申請する

① 出生届（マイナンバーカード申請書一体化様式）
② 出生届 ＋ 出生証明書 ＋ 一体化様式（抜粋されたもの）
③ 出生届 ＋ 出生証明書 ＋ 交付申請書 ＋ 暗証番号設定依頼書

3　マイナンバーカードの暗証番号を設定を行う

以上で、窓口での申請は終了です。

4　一週間程度で自宅にマイナンバーカードが届きます

注意事項

・マイナンバーカードは簡易書留で郵送されます。

・簡易書留で届かず、郵便局の保管期限を過ぎた場合は、役場に返送されます。その際は、本人確認書類を持参のうえ、役場まで受取に来ていただく必要があります。代理人受取はできません。

・やむを得ない事情があり、住民票に記載されている住所以外に送付を希望する方は、送付先の住所が確認できる書類をお持ちください。（ただし、出生届と同時の申請の場合は不要）

・新生児（一歳未満）のマイナンバーカードは顔写真がつきません。

・新生児のマイナンバーカード特急発行は、出生の届出を行い、住民票に記載された当日に申請することができます。
当日に申請しない場合は、届出をした翌々日以降（土日祝日は含めない）にお越しください。

・15歳未満の方がマイナンバーカードを受取に来る場合、本人の他に法定代理人の方が一緒に来庁していただく必要があります。

・マイナンバーカードの紛失による特急発行申請の場合は、申請時に手数料を2,000円徴収いたします。

・マイナンバーカードを役場で受取をする場合で、完成したカードが役場に届き、受取可能になったときは電話で通知いたします。

問い合わせ先
女川町町民生活課住民登録係　0225-54-3131　内線（151・153）